

## 福利健康業務等委託プロポーザル募集要項

### 1 募集目的

文京区では、『「文の京」総合戦略』（令和6年3月）に基づき、厳しい財政状況が見込まれる中でも、より質の高い効率的な行政体制を構築するため様々な取組を進めているところである。

この計画を踏まえ、職員に対する福利健康業務のうち定型的で経常的な業務及び在籍証明書等の各種証明書の発行業務について、きめ細かなサービスの提供と効率的な運営を行うことができる事業者を選定するため、プロポーザル方式により事業者からの提案を募集する。

### 2 業務委託内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

【参考：対象職員数 約4,130人（令和5年度）】

- (1) 常勤 約2,100人
- (2) 再任用 約130人
- (3) 会計年度任用職員 約1,900人

### 3 提案限度額

16,573千円（消費税込み）

なお、提案限度額を超えた見積金額の提案があった場合は、その提案は無効とする。

また、提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、契約金額を約するものではない。

### 4 契約期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

なお、令和8年度以降の契約については、今回選定して契約する事業者の履行状況及び履行成績の総合的な評価を毎年度行った上で、令和10年6月30日までの期間を上限として、予算の範囲内で継続して契約することができるものとする。

### 5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止取扱要綱」という。）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理するプライバシーマークの付与認定を受けていること。

## 6 スケジュール

	事 項	日 程
1	募集要項の公表	令和7年1月24日（金）
2	質問受付期間	令和7年1月24日（金）から 令和7年2月14日（金）16時まで
3	質問に対する回答期限（中間締切日）	令和7年2月7日（金）
4	プロポーザル参加希望書の提出期限	令和7年2月13日（木）
5	質問に対する回答期限（最終締切日）	令和7年2月17日（月）
6	参加申込書及び企画提案書等の受付期間	令和7年2月21日（金）から 令和7年2月25日（火）16時まで
7	第一次審査（書類審査）	令和7年3月7日（金）
8	第一次審査結果通知発送（全参加事業者）	令和7年3月11日（火）
9	第二次審査 （プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年3月25日（火）
10	最終結果通知発送 （第二次審査参加事業者）	令和7年4月下旬
11	契約締結	令和7年7月1日（火）

## 7 質問の受付

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

なお、委託候補者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けません。また、質問受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けません（提出書類受付期間までは、参加申込方法に関する質問は受け付ける。）。

受付期間	令和7年1月24日（金）から 令和7年2月14日（金）16時まで
提出方法	「質問書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより送信すること。 なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。 【提出先】文京区職員課福利健康係 電子メールアドレス：b101000◆city.bunkyo.lg.jp（◆を@に変換） 【件 名】福利健康業務等委託プロポーザル質問（●●[事業者名]）
回答方法	令和7年2月3日（月）までに受け付けた質問は、原則として、令和7年2月7日（金）16時までに区ホームページにおいて回答する。 また、令和7年2月4日（火）から令和7年2月14日（金）16時までに受け付けた質問及び令和7年2月7日（金）までに未回答となっている質問については、令和7年2月17日（月）16時までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に対し、電子メールで回答する。

## 8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり、「プロポーザル参加希望書」（様式第2号）（以下「参加希望書」という。）を必ず提出すること。

参加希望書については、本提出以外の方法による提出は受け付けない。また、提出期限を過ぎた後は、参加希望書の提出は受け付けない。

提出期限	令和7年2月13日（木）まで
提出方法	「プロポーザル参加希望書」（様式第2号）に必要事項を記入の上、電子メールにより送信すること。 なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。 <b>【提出先】</b> 文京区職員課福利健康係 電子メールアドレス：b101000◆city.bunkyo.lg.jp（◆を@に変換） <b>【件 名】</b> 福利健康業務等委託プロポーザル参加希望（●●[事業者名]）
注意事項	<u>提出期限内に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。</u>

## 9 プロポーザル応募方法

### (1) 参加申込書及び企画提案書等一覧

次の書類を作成し、(2)及び(3)に示す方法にて提出すること。

書類 No	書 類	様式
①	「提出書類一覧表」	様式第3号
②	「参加申込書」	様式第4号
③	定款の写し	任 意
④	「提案者概要」 ① 法人概要 ② 業務受託実績	様式第5号
⑤	「受託に当たっての基本的な考え方」 ① 本業務の取組方針 ② 職員満足度向上の取組方針	様式第6号
⑥	「業務執行体制」 ① 業務従事者の配置計画及び身分（正社員・契約社員等）・雇用形態 ② 業務従事者の配置基準及び指導育成方針等 ③その他	様式第7号
⑦	「個人情報保護対策」 ① 個人情報保護に係る体制の整備 ② 外部機関による認証等の取得状況	様式第8号
⑧	「業務執行手法」 ① 円滑な事務執行に資するマニュアル整備の計画 ② 受託開始時の準備及び受託終了時の区への円滑な引継ぎについての考え方	様式第9号
⑨	「見積書」	様式第10号

(2) 提出体裁等

別紙 2「参加申込書及び企画提案書等の作成要領」のとおりとすること。

(3) 参加申込書及び企画提案書等の受付及び提出方法

参加申込書及び企画提案書等の受付については、次のとおり行う。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなす。

受付期間	令和 7 年 2 月 21 日（金）及び令和 7 年 2 月 25 日（火）
受付時間	9時から17時（25日は16時）まで ただし、正午から13時までを除く。
提出方法	持参
提出先	文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター17階 文京区総務部職員課福利健康係
留意事項	ア 令和 7 年 2 月 25 日（火）16時を過ぎてされた申込み又は持参による提出以外の申込みは、理由のいかんを問わず、無効とする。 イ 提出書類に不足があった場合又は別紙 2「参加申込書及び企画提案書等の作成要領」と異なる仕様の書類が提出された場合は、申込みを無効とする場合がある。 ウ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差替え、追加等の変更はできない。 エ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形 3 号。110 円切手を貼付し、宛先を記入したもの）を併せて提出すること。 オ プロポーザル参加に要する費用は、全て応募事業者の負担とする。 カ 提出された書類等は、一切返却しない。 キ 区は、提出された書類等をプロポーザルによる事業者選定以外の目的のために申込者に無断で使用しない。 ク 1 事業者が複数の申込みをすることはできない。

(4) 参加を辞退する場合

参加申込書及び企画提案書等を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに、電話にて文京区総務部職員課福利健康係（電話番号：03-5803-1146）まで連絡した上で、「参加辞退書」（様式第 11 号）を参加申込書等提出先まで郵送又は持参にて提出すること。

## 10 選定方法

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等について書類審査を行い、委託候補事業者を上位 3 者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者が、1 事業者当たり 15 分以内で企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行い、その後、選定委員から 20 分程度の質疑応答を行い、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について審査を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。

第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形 3 号。110 円

切手を貼付し、宛先を記入したもの)を提出すること。

### (3) 委託候補者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。ただし、区が設定した基準点を下回った事業者は、順位にかかわらず、委託候補者として選定しない。

## 11 結果通知及び公表

- (1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知する。  
なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。
- (2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知する。
- (3) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。  
なお、審査結果に係る問合せには応じない。

### 【公表する項目】

- ア 件名
- イ 業務概要
- ウ 選定した日
- エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地
- オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額
- カ 選定結果（不選定事業者名は、番号等に置き換える。）

## 12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。  
なお、公開の可否は、区が判断する。

## 13 無効・失格

- (1) 提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は無効とする。
- (2) 3の提案限度額を超えた見積金額の提案があった場合は、無効とする。
- (3) 5の参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (4) 持参以外の方法により参加申込書及び企画提案書等が提出された場合は、無効とする。
- (5) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、失格とする。
- (6) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とする。
- (7) (1)又は(5)に該当する場合は、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

## 14 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と、提案内容に基づき仕様内容を協議した上で、決定する。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補事業者が契約締結までの間に失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととする。

## 15 提案内容の取扱い

区は、受託者が申込み時に提案した内容を最大限尊重するが、協議の中で、提案内容の変更や追加及び中止等を指示する場合がある。提案内容の変更や追加及び中止等の影響が委託料に及ぶ

場合は、受託者と協議の上、委託料を変更することがある。

## 16 業務の再委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできない。ただし、事前に業務の範囲と委託先等再委託に必要な情報を区に書面にて提示し、承認を得た場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

## 17 秘密の保持

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た秘密は、これを第三者に漏らしてはならない。なお、この義務は本契約終了後も継続する。

## 18 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となる。受託者及び受託者から本件業務の一部の委託を受けた者は、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置を講じること。

## 19 著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物（ニュース等）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとする。ただし、契約締結前に受託者又は外部機関等が著作権を保有しているものについては、この限りでない。この場合、受託者は、当該著作物を受託業務遂行に必要な範囲で無償提供しなければならない。

## 20 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定する。

## 21 事業担当

文京区総務部職員課福利健康係

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター17階南側

TEL 03(5803)1146

FAX 03(5803)1335